

事 務 連 絡
平成28年3月23日

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

肝臓機能障害及び呼吸器機能障害の障害認定基準等の
見直しに関するQ&Aについて

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
本年2月4日付けで、肝臓機能障害及び呼吸器機能障害の身体障害認定基準等の見直しに関する通知をお送りしたところです。
今般の見直しに関して、自治体等から寄せられた質問に対する回答を別紙のとおり取りまとめましたので、適切な認定事務を行うための参考にして下さい。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課人材養成・障害認定係

和田・藤原・西山

電話 03-5253-1111 (内 3029)

F A X 03-3502-0892

(別紙)

肝臓機能障害及び呼吸器機能障害の障害認定基準等の見直しに関するQ & A

○肝臓機能障害について

問1 認定基準の適用について、平成28年3月に作成された診断書・意見書をもって同年4月以降に申請がなされる場合など、改正前と改正後のいずれの認定基準によって判断すれば良いか。

(答)

申請日ではなく、診断書・意見書の作成日をもって改正前／改正後の認定基準の適用を判断することとする。すなわち、平成28年3月31日までに作成された診断書・意見書を添付して申請がなされた場合については、改正前の認定基準によることとし、平成28年4月1日以降に作成された診断書・意見書を添付して申請がなされた場合については、改正後の認定基準によることとする。

問2 90日以上の間隔をおいて連続する2回の検査を行い、その後、当該検査の結果を用いて診断書・意見書を作成する際に、2回目の検査日から診断書・意見書の作成日までの期間が長くなれば、検査結果の有効性に疑義が生じると考えられるが、診断書・意見書の有効性を判断するための期間の基準(目安)はあるか。

(答)

患者の負担軽減を考慮し、診断書・意見書を作成する時点において、90日以上の間隔をおいて行われた連続する2回の検査の結果について指定医が有効であると認めている場合には、当該検査の結果を用いて診断書・意見書を作成することができるものとする。

ただし、検査が行われた時期から相当の期間を経過している場合は、障害の状態が変化している可能性もあることから、指定医に対し、当該検査の結果の有効性について照会し、必要に応じて再検査を要請する等の対応を行うことが望ましい。

○呼吸器機能障害について

問3 活動能力の低下を説明する他の原因が認められない場合に呼吸器機能障害との関連を説明する検査として、「6分間歩行試験時の酸素飽和度最低値の測定」が示されたが、具体的な検査結果について、どのように評価すれば良いのか。

(答)

「6分間歩行試験時の酸素飽和度最低値の測定」については、活動能力の低下を説明する他の原因が認められない場合に呼吸器機能障害との関連を説明する検査の一例として記載したものであり、この検査の結果については、指定医が患者の症状を医学的に評価するために活用されることを想定している。

問4 肺活量予測式の方法により予測肺活量を算出することについて、肺活量予測式の適用年齢から外れる児童及び高齢者については、どのように予測肺活量を算出すれば良いのか。

(答)

肺活量予測式の適応年齢以外の患者の場合は、指定医が患者の状態を個別に評価し、予測肺活量について判断していただくこととなる。

問5 障害認定を行うに当たり、呼吸器機能障害診断書に新たに追加された「実測肺活量」や「実測努力肺活量」の値は考慮するのか。

(答)

患者の症状について、医学的・総合的な判断をするための参考指標の一つとして、「実測肺活量」や「実測努力肺活量」の値が活用されることを想定している。